

千葉県教育用訪問看護ステーション運営事業業務委託 (相談に関する助言、情報提供)

1 業務内容

地域の訪問看護ステーション（開設前含む）からの、訪問看護業務に関する管理・運営方法、訪問看護師の育成・定着等の相談に対して、助言及び情報提供を行う。

2 対象者

原則として乙の訪問看護ステーションと同じ二次保健医療圏内又は近隣の市町村に所在する訪問看護ステーションに勤務する看護職員又は事務職員とする。また、開設前の事業者及び関連職種の職員の相談に対しても可能な範囲で助言、情報提供を実施する。

3 実施方法

週1回以上相談日を設け、電話、メール等で助言及び情報提供を行う。

相談日、地域、属性（職種）、所属、内容、対応、助言内容等を記録として保管し、県に提出する。

4 相談例示

- ・【管理】利用者・家族との関わり方
- ・【管理】経管栄養等の手順
- ・【管理】地域の連携先の紹介（病院、リハ等）
- ・【事務・レセプト】保険種別移行時の実務
- ・【事務・レセプト】訪問看護記録の記載の仕方
- ・【運営】管理者業務の工夫（経営・運営のコツ）
- ・【運営】新人職員の教育
- ・【開設】開設の事務手続き、関係者調整、求人募集、初期運営の進め方

5 対象外となる相談

- ・県民からの問い合わせ（利用相談、苦情、通報）
- ・指導権限部署の判断が絡むもの（指定規則等）
- ・訪問看護師の求人募集 等

その他、教育用訪問看護ステーションにおいて、対応ができない相談は県関係部署もしくは他関係機関へ転送する。

- ・転送先一覧（千葉県ホームページ）

ホーム>相談・問い合わせ>相談・問い合わせ窓口>窓口案内(くらし・福祉・健康) >窓口案内(健康・医療) >訪問看護に関する相談窓口

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryousoudan/houmonkangosoudanmadoguchi.html>